

PROLOGUE
戦争とGDP
アドバイザー 林 文夫

CIGS monthly Highlight

131

2024.4



キヤノングローバル戦略研究所
The Canon Institute for Global Studies

日本と世界の未来のために

キヤノングローバル戦略研究所は、グローバルな視点から現状を分析し、戦略的な提言を発信していきます。それらを国の政策に反映させることで社会に貢献し、今後の日本と世界の発展に寄与することを目指しています。

CONTENTS

PROLOGUE

1 戦争とGDP

アドバイザー 林 文夫

CIGSオリジナル

2 米国の選挙制度の現状について

アドバイザー 小手川 大助

8 マクロ経済指標は緩やかな回復傾向ながら 景況感はむしろ悪化の方向

～主要経済指標と景況感のギャップ拡大の背景～

〈北京・成都・上海出張報告(2024年1月22日～2月2日)〉

研究主幹 瀬口 清之

ON THE MEDIA

14 独裁者は如何に判断を誤るか

理事・特別顧問 宮家 邦彦

16 非政府エネ基本計画

研究主幹 杉山 大志

23 【数字は語る】診療報酬改定を巡る攻防はインフレ率で 財務省に軍配、社会保障の予算策定に変化も

主任研究員 小黒 一正

24 「同盟100年」へ向け歩み始めた米韓

主任研究員 伊藤 弘太郎

書籍紹介

27 ドローンが変える戦争

主任研究員 伊藤 弘太郎

28 台湾有事と日本の危機

主任研究員 峯村 健司



PROLOGUE

戦争とGDP

アドバイザー 林 文夫

太 平洋戦争の開戦時、敵の国力が日本を圧倒しており長期戦になれば必敗なのは、軍の内外で広く知られていた。陸軍が経済学者を集めた研究会（通称「秋丸機関」）を主宰した秋丸次朗中佐は、戦後の回想で、対米英の国力格差は20対1程度と述べている。

ただ、長期戦は必敗でも、現有の海軍力は拮抗していたので、短期的に善戦し有利な講和を結ぶことは可能という認識はあった。あの無謀な戦争は、この甘い見通しに賭けた選択だった。（以上は、牧野邦昭『経済学者たちの日米開戦』（新潮選書、2018年）に詳しい。）

私が秋丸機関の座長だったら、「国力」とはPPP（購買力平価）ベースのGDP（名目GDPをPPP為替レートで割ったもの）だという答申をいただろう。

当時、米日格差は財ごとに推計があった。石油は数百対1、船舶は2対1等々（上記の牧野氏の著書の5章参照）。国力が20対1という秋丸推計（ただしこれは英国も含む）は、これらの比率の何らかの加重平均と思われる。加重平均のウェイトが財の支出シェアなら、秋丸推計はPPPベースGDPの対米比に等しくなる。なぜならPPPベースのGDPは、GDPを構成する財・サービスを両国共通の国際価格で評価しているからである（そうなるようにPPP為替レートは定義されている）。

GDPには民需も含まれるが、民需を国力に算入する理由は、戦時には民需向けのリソースが兵器生産に動員できるからだ。たとえば、太平洋戦争の後半、自動車会社であるフォードは、B24を毎

月数百機（1時間に1機）生産していたそうだ。

今ではAngus Madison教授グループによるPPPベースのGDPの長期推計がある。それによると、1940年時点の対英格差は1.5対1、対米格差は4.5対1。英米合わせた格差は6.0で、秋丸推計よりかなり低い。

ちなみに、日清戦争の格差は4.9（1890年の清のPPPベースのGDPは日本の4.9倍）、日露格差は2.9（1900年時点）だった。対米英ほどではないが、かなりの格差だ。格上の相手と対戦し第1ラウンドで勝利した成功体験が、軍部による甘い見通しを招いたのか。

ひるがえって現時点で米中が戦えばどちらが勝つか。直近の中国の名目GDPは米国の7割程度だが、PPPベースでは、IMFや世銀によると、逆に中国の方が高い。Madison推計では、中国のGDP統計はかなり割り引かれており、米中は拮抗している。

現有戦力の比較はどうか。今年の3月5日の全人代で公表された中国の軍事費は1.7兆元（名目ドル換算で2300億ドル程度）。これに対し米国の軍事費はそれよりはるかに高い8420億ドル（朝日新聞デジタルによる）。しかしPPPベースのGDPと同様、両国の軍事費は共通の国際価格で評価しないと中国の大幅な過小評価になる。この点は広く理解されているとは思えないので、軍が兵隊だけから成る極端な場合を考えよう。中国の兵隊さんの給料が、米国のたとえば4分の1とすると、PPPベースの中国の軍事費は、名目ベースの4倍になる。

米国の選挙制度の現状について

アドバイザー 小手川 大助

年末から燃え上がった日本での政治資金問題について米国の友人から質問を受けましたが、答えるにあたり、「安倍派が5年間でキックバックした金額が5億円（約300万USドル）」と述べたところ、先方は金額が小さいことに驚き、「冗談でしょ!」、「日本の政治はそんなにお金がかからないの!」「米国の選挙に関係する金額は少なくともその千倍だ!」との声が上がったことに刺激されて、下記のように、米国の選挙の現状について調べてみました。以下、米国の専門家からの聞き取りに基づく報告です。

1. 序

過去50年間に米国の政治運動に関する資金調達を対象とする規制は大きな変化を遂げてきましたが、結果的には大統領選挙と議会選挙におけるお金の役割を大幅に増やすという結果になりました。このような動きは、ウォーターゲート事件の影響から、選挙資金に大きな制限を課し、四半期ごと

の開示を義務付け、新法を執行するために連邦選挙委員会（FEC）を設立するという従来の努力に対し、大きな影を落としています。

転機となったのは2010年に、米国最高裁判所が「シチズンズ・ユナイテッド対FEC」の裁判で画期的な判決を下したことでした。決定的に重要なのは、公式の選挙運動委員会とは別の資金であることを条件に、この判決により、スーパー PAC（政治活動委員会）が連邦政府機関の候補者の支援のために、無制限に資金を費やすことができる抜け穴が作られたことでした。

上記判決ではスーパー PACの献金者の開示を義務付けられましたが、その後の最高裁判所の判例により、非課税の公益団体（献金者の開示を義務付けられていない）がスーパー PACに資金を提供できることになりました。その結果、スーパー PACへの大口寄付者の身元を隠すことが可能になり、この手段は「ダークプール」と呼ばれるようになりました。この「ダークプール」のために、米国連邦選挙において、外国からの資金提供に対し法



的規制を強制することは今や不可能となっており、

シチズンズ・ユナイテッドの判決後、大企業、富裕層、労働組合、その他の特別利益団体は、議会選挙や大統領選挙に巨額の資金を注ぎ込みました。例えば：

- 2010年から2018年の間に、スーパー PACは29億ドル（約4300億円）のキャンペーン献金を提供しました。
- 2018年には、スーパー PACの献金総額の78%がわずか100人の個人から寄せられました。
- 2020年の選挙では、大統領、下院、上院の選挙運動に合計144億ドル（約2兆1000億円）が費やされ、2016年の2倍の支出額と記録になりました。2018年の連邦中間選挙での総額は57億ドル（約8400億円）でした。

2. 背景と立法の歴史

合衆国憲法第1条第4項に基づき、州議会は連邦議会選挙の「時、場所、および方法」を決定する権限を与えられています。州が不公平な手続きを制定するのを防ぐために、憲法は連邦議会に州の規制を「作成または変更」する権限も与えています。

後者の規定に基づき、連邦議会は州に対する監視と制限を規定するいくつかの法律を可決してきました。

- 国政選挙日の制定
- 個別の下院選挙区の制定
- 寄付の制限と必要な開示
- 公共の場所での有権者登録へのアクセスの保証
- 州に対し有権者登録の公開かつ正確な記録の維持を義務付け

しかし、企業や国が許可を与えた銀行が連邦政府の候補者を支援するために独立して支出を行うことについては、1907年のティルマン法がこれを禁じるまで、連邦選挙の資金調達に制限はありませんでした。セオドア・ルーズベルト大統領がこの法案に署名したのですが、これは、ニューヨー

クの銀行家や保険会社の幹部による自らの大統領選挙運動への多額の献金というスキャンダルを受けて行われました。

更に以下の制限が、連邦選挙の選挙資金について設けられました。

- 1947年のタフト・ハートレー法により、労働組合や企業が連邦政府の候補者に献金を行うことを禁じました。
- 1971年の連邦選挙運動法（FECA）により、連邦候補者が新聞、テレビ、ラジオ広告などのメディアに費やすことができる金額に制限が設けられました。また、個人が自分の連邦選挙運動に費やすことができる金額にも上限が設けられました（大統領と副大統領の候補者については、単一の広告市場で5万ドル以上を費やすことを禁止。上院議員の候補者は35,000ドル。下院議員候補は25,000ドル）。FECAはまた、100ドル以上のすべての選挙献金の開示を義務付けました。

FECAの後、選挙支出の監督はいくつかの当局に委任されました。会計検査院が大統領選挙の支出を監督し、上院事務局の長官は上院選挙を監督し、下院事務局の書記官は下院選挙を監督しました。しかし、この監視システムは非効率的だったので、1974年に連邦議会は、すべての連邦選挙の監視を管理する独立した連邦選挙委員会（FEC）を設立する修正案を可決しました。

FECを創設する修正案は、ウォーターゲート事件とリチャード・ニクソン大統領の辞任を受けて可決されました。ウォーターゲートホテルへの侵入に加えて、議会調査の焦点は、ニクソンの親友のチャールズ・"ベベ"・レボゾによるニクソンの個人的な使用のために流用された違法な選挙献金の「裏金」でした。ある事例では、レボゾが億万長者のハワード・ヒューズから10万ドルの現金を受け取り、その資金の一部をニクソンの妻のためのダイヤモンドの購入とニクソン家の邸宅の改善に流用していたことが公にされました。

1976年に連邦最高裁判所は、連邦選挙の資金調達を根本的に変える一連の判決の最初のものを行いました。バックリー対ヴァレオ事件で、FECAの条項による、候補者の選挙運動への支出や、外部

のグループや個人による支出の制限は、憲法修正第1条の言論の自由の憲法違反の侵害であると最高裁は裁定しました。これで、個人や団体はその献金が候補者の登録された選挙運動組織とは別のものである限り、連邦政府の公職の候補者の支援のために無制限に自由に支出できるようになりました。判決は開示要件を維持し、これが汚職に対する保証として機能すると単純にも主張したのです。

バックリー対ヴァレオ事件では、6人のFEC委員の任命プロセスも変更されました。当初、FECには下院の2人、上院の2人、大統領指名の2人の委員が選ばれていました。しかし、1976年の判決により、これらの委員は大統領の指名によって選ばれ、上院で承認されることになったのです。

2002年、州と連邦の選挙支出法の抜け穴を憂慮したジョン・マケイン上院議員とラス・ファインゴールド上院議員は、超党派の選挙運動改革法、別名「マケイン・ファインゴールド法」を提案しました。重要な変更点は以下の点でした。

- 連邦政府のキャンペーンで「ソフトマネー」の使用を禁止する。連邦の選挙運動への資金提供を制限する連邦法はありましたが、多くの州では、州や地方の公職の候補者や州政党に対する企業や労働組合の献金を認めており、州の政党はこの「ソフトマネー」を連邦選挙に使う目的で共和党と民主党の全国委員会に渡すことが可能でした。
- 個人が特定の連邦選挙の機会に特定の候補者に寄付できる金額を1,000ドルから4,000ドルに引き上げ。個人は、予備選挙のキャンペーン委員会に最大2,000ドルを寄付し、同じ候補者の本選のキャンペーン委員会にさらに2,000ドルを寄付できるようになりました。また、個人が寄付できる候補者の数にも制限はありませんでした。

しかし、バックリー判決と「ソフトマネー」の抜け穴に反発する上記の努力は短命に終わりました。その8年後、シチズンズ・ユナイテッド対FECの裁判で、最高裁は選挙資金の制限を明確に打ち切りました。この判決の理論的根拠は、連邦政府

の選挙運動に対する企業の支出（引き続き制限されていた選挙運動委員会への直接的な献金を除いて）は「言論の自由」を構成し、「汚職や汚職の出現を生じさせなかった」というものでした。

言い換えれば、シチズンズ・ユナイテッド以後、個人であれ企業であれ、すべての選挙運動に関する支出は「言論の自由」を構成し、憲法で保護されることになりました。その結果、企業はその一般財源を独立した「選挙広報」に自由に使うことができました。

3. 4つの層：スーパー PACの時代

バックリーとシチズンズ・ユナイテッドの結果、企業、労働組合、富裕層の個人が連邦選挙に支出することに関するすべての制限が撤廃されることになりました。

シチズンズ・ユナイテッド以来、選挙運動支出の規制について4層のシステムが発展してきました。

- 政治委員会：連邦政府の役職を求める候補者は、政治委員会を設立し、1,000ドルの寄付を始めて受け取ってから10日以内にFECに登録する必要があります。候補者の政治委員会は、すべての献金と支出について四半期ごとにFECに報告書を提出する必要があります。100ドル以上を拠出する個人については、名前、住所、雇用主、役職のリストが作成される必要があります。これらの要件を超えて、候補者は自分のキャンペーンに無制限で個人資金を提供することができ、無制限で募金活動（例：プライベート募金イベント、公開コンサート、謝礼など）を行うことができます。キャンペーン後に未使用のままになっている資金は、将来の使用のために保持でき、資金を使用したり、寄付者に返還したりする必要はありません。
- 政治活動委員会：PACは、個々の候補者による承認が行われていない別個の組織です（一部は複数候補者のPACとして登録されています）。PACは個人献金は年間最高5,000ドルを受け取ることができますが、組合や企業の財務から資金

を受け取ることはできません。また、個々の連邦候補者に年間最大5,000ドル、党委員会に年間最大15,000ドルを寄付することができます。複数候補者のPACの場合、資金を拠出できる個々の候補者の数に制限はありません。企業と労働組合はPACを設立することが認められていますが、一般財源からの資金を使用することは禁止されています。企業はPACを設立して、役員や従業員から献金を集めることができます。組合は、会費の一部で賄われるPACを創設することができます。さらに、選出された公職者（現職および元職）は、他の連邦公職候補者にもみ寄付するリーダーシップPACを作成できます。本質的にこれが、献金者にとって政治的影響力の源泉になっています。

- スーパー PAC：前述のように、この組織はシチズンズ・ユナイテッドの判決を受けて出現しました。法律上は「独立支出委員会」と呼ばれ、スーパー PACは個人、企業、労働組合から無制限に献金を受けることが認められています。彼らは連邦の候補者や政党に直接献金することは禁じられていますが、候補者の支援を含む独自の選挙広告に無制限の金額を費やすことができます。スーパー PAC の唯一の制限は、献金者を特定するレポートをFECに提出する必要があることです。
- 非課税公益団体：これらの組織は、IRS規則のセクション 501 (c) 4 および 501 (c) 6 に基づいて運営されており、献金が総支出の50%未満である限り、スーパー PACへの献金が許されています。このような非課税公益団体は献金者の身元を開示する必要はありません。それゆえ、これらの「公益団体」とスーパー PACの相互作用により、実際に膨大な「闇の資金」が連邦の選挙運動に注ぎ込まれ、寄付者の身元は公表されていないのです。

4. 法の執行についての課題

シチズンズ・ユナイテッド後のスーパー PACと「闇の資金プール」の出現により、腐敗防止法を

執行するFECの限られた権限は無効となったため、執行上の大きな問題が生じました。

問題の核心は、「ダークプール」にアクセスできる様々なPAC、スーパー PACという複雑なキャンペーン委員会のシステムです。理解するのも困難だし、規制もほとんど不可能になっています。これまでFECは、政治委員会とスーパー PACの分離を強制することができませんでしたし、これらの団体は共同募金イベントの開催が制限されているにもかかわらず、しばしば共同でイベントを開催しています。実際、シチズンズ・ユナイテッド以来、FECは一度もキャンペーン委員会と違法に連携したスーパー PACに罰金を科したことはありません。

このように、キャンペーン資金は法律事務所やロビイストが運営する高度に技術的な領域となっています。平均的な市民、そして米国の選挙プロセスを見ている外国の観察者にとって、それは難解な規制や、連邦裁判所の判決、そしてずさんな執行が入り組んだ迷路となっています。

さらに現実的な問題として、FECは資金と人員が不足しており、その責任を効果的に果たしていませんし、フル稼働することもめったにありません。2017年以降、FECの委員は6人ではなく4人しかおらず、そのうち2人はすでに任期が満了した残留者です。これは、6年の任期が満了しても、大統領が指名して上院で承認すべき後任者が指名されなかったためです。

2019年8月にFEC副議長のマシュー・ピーターソンが辞任し、FECのコミッショナーが3人しかいなくなったことで、監督機能不全の極端な例が発生しました。違法な選挙活動に対する刑事告発を含め、あらゆる決定を下すには4人の委員が義務付けられているため、FECはすべての執行業務を停止しなければなりません。3人のコミッショナーの下で唯一許された機能は、キャンペーンの義務的な提出書類の処理と公開でした。

FECが数カ月にわたって事実上閉鎖されたため、2016年のドナルド・トランプ氏とテッド・クルーズ氏の大統領選挙運動に協力したロンドンを拠点とするデータ企業、ケンブリッジ・アナリティカ

に対する調査を断念する決定が下されました。連邦法の下では、外国企業が連邦選挙運動を行うことは認められていませんが、数多くの文書と内部告発者の証言は、ケンブリッジ・アナリティカが両者の選挙運動の重要な側面を指揮していたことを示しています。したがって、FECの任命と執行措置の機能不全により、FEC規制の潜在的な違反に関する大規模な調査が道半ばにして終了することになりました。

5. 結論（現在の制度について）

バックリーとシチズンズ・ユナイテッドの最高裁判決以来、米国連邦選挙における選挙資金の規制は事実上なくなってしまいました。その影響は重大です：

- 下院と上院の現職議員は、立法作業に費やされるはずの時間の20%を資金調達に費やさなければなりません。さらに、連邦議会議員、大統領、副大統領は、連邦政府所有地での募金活動を行うことを禁じられていることから、選挙で選ばれた公務員は、しばしば選挙区に戻ったり、週末に募金イベントのためにワシントンの外に旅行したりすることが多く、更に業務への集中が妨げられています。
- スーパー PACの時代には、広告やソーシャルメディアキャンペーンのための資金の役割が高まっているため、候補者はますます大口献金者に感謝しなければならない状況になっています。選挙資金を研究する団体「オープン・シークレット」がまとめたデータによれば、過去10年間で選挙資金は劇的に増加しています。
- 選挙資金違反を監視する力が非常に限られているため、多くの違反行為は全く起訴されていません。FECの規則では、同じ政党の委員は3人までです。これは、3人の共和党員と3人の民主党員が常時務めていることを意味しています。しかし、すべての執行措置には4対2の多数決が必要のため、多くの違反は犯罪捜査のために司法省に付託されることはありません。これらの要因の結果として、選挙資金法を執行

する現在のシステムは破綻しています。これらの欠陥を是正し、米国の選挙制度に財政面での健全性を取り戻すには、3つの選択肢しかありません。

- 問題を是正する法案が議会の両院を通過し大統領によって署名される。
- 憲法修正が、連邦議会と州の4分の3（つまり、50州中38州）によって批准され、連邦選挙のための公的資金の確立やその他の制限が行われる。
- 連邦裁判所がシチズンズの判決を打ち消す。しかし、そのような地方裁判所や控訴裁判所の判決は最高裁に付託される可能性が高く、最高裁の保守派が多数派を占めている現状ではシチズンズ・ユナイテッド判決が覆される可能性は低い。

現在、党派的な政治情勢が激しくなっていることを考えますと、大規模な選挙資金スキャンダルや世論の激しい抗議がない限り、これらの可能性はどれも起こりそうにありません。

6. 米国選挙での支出の実績

2020年の選挙（大統領選挙、上院選挙、下院選挙）の支出総額は歴史上最高額の144億ドル（約2兆1200億円）となりました。個別の部門の内訳は以下の通りです。

- バイデン大統領は10億ドル（約1470億円）を集めた史上初の大統領候補でした。
- ドナルド・トランプは7億7400万ドル（約1140億円）を集めましたが、少額（200ドル未満）の献金者からの献金額が史上最大でした。
- 大統領選挙の候補者達が集めた資金の総額は57億ドル（約8400億円）でした。上院と下院の選挙に関する献金額も記録を打ち立てました。
- 下院435議席と上院の33議席の候補者達は総額87億ドル（約1兆2800億円）の献金を集めました。
- 歴史上最も費用がかかった上院選10のうち9が2020年の上院選で記録されました。ジョージア州上院議員選挙（両議席とも空席）と決選投票の費用は8億5000万ドル（約1250億円）で史上最高を記録しましたが、資金の多くは州外の献

金者からでした。(なお、両選挙では民主党の候補者が勝利し、その結果民主党が上院で過半数を占めることになりました。)

- 2020年の上院議員選挙の候補者の委員会による総支出は、
民主党候補者 11億ドル (約1600億円)
共和党候補者 7.52億ドル (約1105億円)
以上のように両党の候補者は一人当たり平均で2800万ドル (約41億円) を集めたこととなります。
- 2020年の下院議員選挙の候補者の委員会による総支出は、
民主党候補者 8億9800万ドル (約1320億円)
共和党候補者 7億6300万ドル (約1120億円)
以上のように両党の候補者は一人当たり平均で190万ドル (約2.8億円) を集めたこととなります。
- 2020年の選挙で二大政党、候補者の委員会、スーパー PACそして「ダークプール」による総支出額は史上最高だった。その内訳は、
民主党 84億ドル (約1兆2300億円)
共和党 53億ドル (約7800億円)
残りは第三者が集めた7億ドル (約1000億円) でした。
- 献金者のうちで上位100人の億万長者の献金者の献金の殆ど全ては、個人寄付に金額制限を設けていないスーパー PACを通じ行われた。その額は16億ドル (2350億円) でした。なおスーパー PACによる献金の総額は33億ドル (約4850億円) でした。
- 上院院内総務のミッチ・マコーネル (共和党) の上院リーダーシップ基金の調達額は2億9400万ドル (約432億円) であり、チャールズ・シューマー (民主党) の上院多数派PACの調達額は2億3000万ドル (約338億円) でした。
- 2020年選挙の支出総額144億ドルは過去最高額だった2016年の選挙の際の2倍でした。

(上記のデータは全て、連邦選挙委員会 (FEC) の2024年の四半期報告に基づいています)



アドバイザー 小手川 大助

マクロ経済指標は緩やかな回復傾向ながら 景況感はむしろ悪化の方向

～主要経済指標と景況感のギャップ拡大の背景～
〈北京・成都・上海出張報告(2024年1月22日～2月2日)〉

研究主幹 瀬口 清之

〈主なポイント〉

- 23年4Qの実質GDP成長率は、前年比+5.2%と、前期（同+4.9%）に比べ前年比では伸び率が上昇した。しかし、季節調整済み前期比年率を見ると4Q+4.0%と前期（同+6.0%）に比べて減速。
- 工業生産、サービス業、製造業設備投資、消費財小売等の主要経済指標は、不動産関連を除き、7月をボトムに概ね緩やかな回復傾向が続いている。しかし、先行きについては不透明感が強く、企業経営者や消費者の景況感は回復せず、むしろ悪化方向。
- マクロ経済指標回復と景況感悪化の間のギャップ拡大の背景は、第1に、企業収益の改善が鈍いこと。地方政府は主に国有企業に対して表面上の実績を改善させるため、需要を上回る生産拡大を要求した。これにより在庫が拡大し、需給バランスの悪化が販売価格の低下を招き、企業収益が低下。それが先行きの生産、設備投資、雇用・賃金に関する抑制姿勢につながり、景気下押し要因となり、企業の景況感は悪化した。
- 第2に、不動産市場の停滞に歯止めがかからないこと。中国では個人の資産運用の60～70%は不動産関連だが、不動産価格の下落が続いており、回復時期が不透明。
- 中央・地方政府は昨年夏場以降、様々な不動産市場活性化策を発表しているが、いずれも不動産価格の下落傾向を反転させるほどのインパクトがなく、価格下落が持続。
- 第3に、民間企業のコンフィデンスの回復が遅れていること。
- この状況を打開するには、中国政府の経済政策運営を担うリーダー層が現在の中国経済が直面する状況の厳しさを的確に認識し、景況感を回



復させるための効果的な抜本的対策を早急に実施することが必要であると考えられている。

- 3月の全人代で中国政府は今年の経済成長率予想を5.0%前後と発表すると予想されているが、景気刺激策を発動して何とか4.7～4.8%に達するのがやっととの見方が一般的。政府が不動産市場回復のための公的資金投入等の有効な政策の実施を見送れば、4%割れの可能性が高まるとの見方も多い。
- 中国経済の先行きは不透明感が強いが、日独両国の主要企業は対中投資姿勢に関して従来通りの方針を変更することは考えていない。
- 独企業は最近、中国人の優秀な技術者を見出し、ドイツに連れて行き、ドイツ人を教育する方針。その主な分野は電気自動車、人工知能、ITなどデジタル化技術関連。

1. 足許のマクロ経済概況

国家統計局が1月17日に公表した23年4Q（10～

12月期）の実質GDP成長率は前年比+5.2%と、前期（同+4.9%）に比べて前年比では伸び率が上昇した。（図表1参照）。季節調整済み前期比年率は+4.0%と前期（同+6.0%）に比べて減速。月次の推移を見ると、工業生産、サービス業生産、製造業設備投資、小売総額等の主要経済指標が7月をボトムに概ね緩やかな回復傾向に転じており、不動産以外の分野は前期に続いて2Q以降の改善が続いている。

しかし、先行きについては不透明感が強く、企業経営者や消費者のコンフィデンスの回復は鈍い。PMI（購買担当者景気指数）を見ると、製造業は4月以降、9月を除いて50割れが続いているほか、非製造業も4月以降、低下傾向が続いている（図表2）。主要マクロ経済指標が5か月連続で回復傾向にある状況下、景況感が回復せず、むしろ悪化方向に向かっている。

今回の出張では主にその背景を中心にヒアリングを行った。

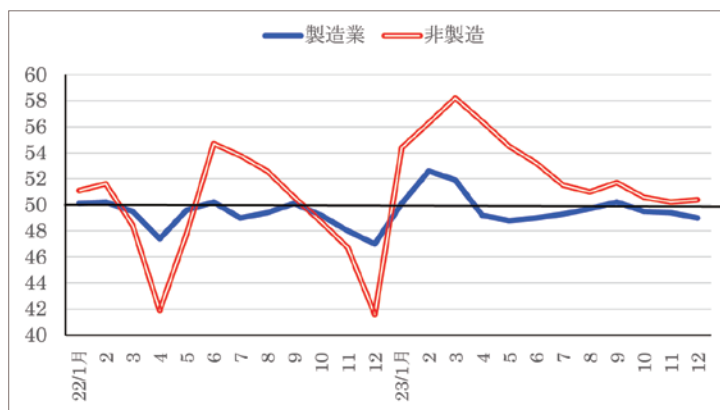
図表1 主要経済指標（前年比%）

	実質成長率	輸出	輸入	固定資産投資 (年初来累計)	消費財 小売総額	消費者 物価	不動産販売価格 (年初来累計)
20年	2.2	4.0	-0.7	2.9	-3.9	2.5	5.9
21年	8.1	21.2	21.5	4.9	12.5	0.9	2.8
22年	3.0	10.5	4.3	5.1	-0.2	2.0	-3.2
23年	5.2	0.6	-0.3	3.0	7.2	0.2	6.4
21年 1Q	18.7	38.6	19.0	25.6	33.9	0.0	15.0
2Q	8.3	19.8	31.9	12.6	14.1	1.1	8.8
3Q	5.2	14.1	16.7	7.3	5.1	0.8	4.7
4Q	4.3	17.6	19.3	4.9	3.5	1.8	2.8
22年 1Q	4.8	13.2	8.7	9.3	3.3	1.1	-10.4
2Q	0.4	13.1	2.6	6.1	-4.9	2.2	-8.6
3Q	3.9	15.1	5.3	5.9	3.5	2.7	-5.3
4Q	2.9	1.9	2.2	5.1	-2.7	1.8	-3.2
23年 1Q	4.5	8.1	1.2	5.1	5.9	1.3	6.8
2Q	6.3	0.6	-1.0	3.8	13.4	0.1	10.6
3Q	4.9	-5.4	-3.9	3.1	3.7	-0.1	7.2
4Q	5.2	-1.3	2.3	3.0	8.4	-0.3	6.3

(注) 四半期データについて、輸出入のデータは筆者が人民元建ての原計数から算出、消費財売上総額および消費者物価は月次の前年比伸び率の平均値。

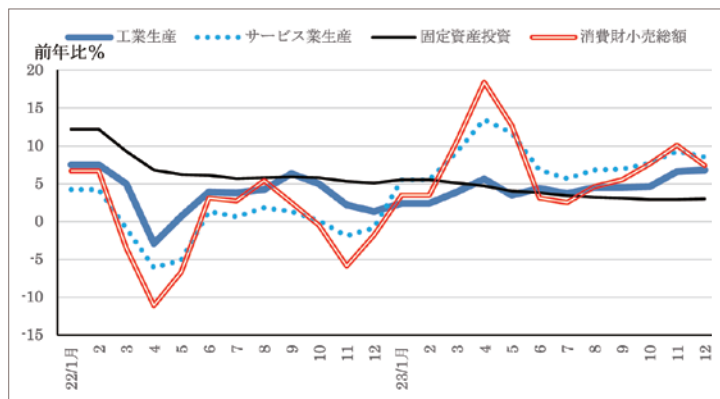
(資料：国家統計局、CEIC)

図表2 PMI（購買担当者景気指数） 製造業・非製造業



（資料：CEIC）

図表3 主要経済指標の月次推移



（資料：CEIC）

2. マクロ経済指標と景況感のギャップ拡大の背景

主要なマクロ経済指標を見ると、工業生産、サービス業生産、消費財小売総額の前年同月伸び率は8月以降緩やかな回復傾向が続いている（図表3参照）。サービス業生産と消費財小売総額は12月の伸び率が前月に比べて低下したが、これは前年の12月が前月に比べて上昇したことへの反動によるものであり、回復傾向に変化はないと考えられる。

主要経済指標の中で固定資産投資（年初来累計前年同期比）だけが本年3月以降、減少傾向に歯止めがかかるとなく8月以降も緩やかな減少が続いている。これは主に不動産関連投資の減少が影響したことによるもの。

製造業設備投資の年初来累計前年同期比を見ると、1～7月+5.7%をボトムに8月以降緩やかな回

復傾向が続いている（図表4）。とくに民間企業製造業設備投資は12月同+9.4%と高い伸びを示している。

インフラ建設投資の伸び率は1～7月同+6.8%以降も緩やかな低下傾向にあるが、10～12月は横ばい圏内で推移している。

以上のように、固定資産投資の中で足許の下押し圧力となっているのは不動産開発投資だけであり、それを除くと主要経済指標は8月以降概ね回復傾向にある。

それにもかかわらず、PMIは製造業、非製造業ともに4月以降、悪化傾向を辿っており、景況感の改善が見られていない。その背景は以下の3点である。

第1に、企業収益の改善が鈍いことである。企業の利潤総額の年初来累計前年比の推移をみると、22年7月に前年水準を下回り始め、23年末までずっと前年比マイナスが続いている（図表5）。

22年はゼロコロナ政策による上海市を中心とした都市封鎖の影響で2Q以降の経済が深刻に停滞し、23年2月頃までその影響が及んだため、その間の企業収益が悪化した。23年3月以降、一旦経済が正常化に向かう期待が高まり、収益悪化傾向に歯止めがかかった。しかし、4月以降、期待したほど経済回復の勢いが強くないことが判明したことから、再び経済が減速した。

そうした状況に気づいた政府が7月下旬以降、景気刺激策を実施し始めた。しかし、それらの施策の数は非常に多いが、すべて小粒であり、足許の景気後退の主因である不動産市場の長期停滞と民間企業のコンフィデンス低下の2大要因を抜本的に改善するには不十分だった。

加えて、中央政府からの景気刺激策拡大要請を受け、地方政府は地元の企業に対して表面上の実績を改善させるため、需要を上回る生産拡大を要求した。その主な対象は国有企業である。日系大

手自動車メーカーは需要見合いの生産量を保持する方針を続けようとしたが、合併相手の国有企業から生産拡大要請を受け、やむなく増産に踏み切り、在庫が拡大し、その対応に苦慮した由。

こうした市場における在庫拡大は需給バランスを悪化させるため、販売価格の低下を招き、企業収益は低下した。こうした状況下、先行きを展望すれば、在庫の積み増しには限度があるため、先行きの生産は抑制せざるを得なくなる。足許の生産能力が過剰であるため設備投資も抑制する。これらにより雇用もマイナスの影響を受けるほか、賃金上昇も抑えられる。それらが景気下押しの要因となっているため、企業の景況感 はむしろ悪化した。

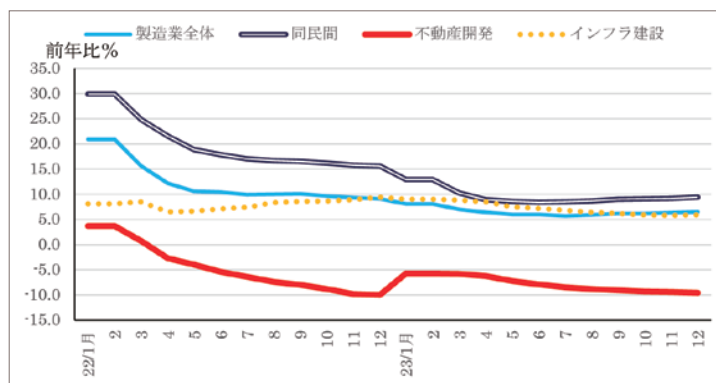
こうした有効性の乏しい政策により、夏場以降、企業や消費者に失望が広がった。それが4Q（10～12月期）の実質成長率前期比の伸びが3Qに比べて低下した要因であると考えられる。

第2に、不動産市場の停滞に歯止めがかからないことである。中国の株式市場は2015年夏場以降停滞が続いているほか、資本移動が厳しく制限されており、対外投資も難しい。このため、個人の資産運用の60～70%は不動産関連になっている。その不動産市場が21年下期以降深刻な停滞に陥り、3～4級都市を中心に価格の大幅な下落が続いている。

北京、上海、広州、深圳等の1級都市やそれらに次ぐ2級都市の下落幅は小幅にとどまっている。しかし、足許の状況を見ると、1級都市ですら下落が続いており、不動産価格の下落に歯止めがかかる時期の見通しが立っていない。

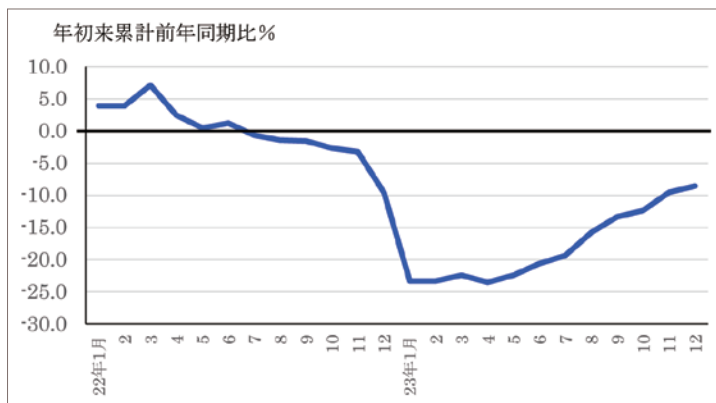
それにもかかわらず、政府が公的資金投入等の抜本的解決策に乗り出す兆しが依然として見られていないため、先行きに対する不安が払拭されて

図表4 固定資産投資業種別の月次推移



(資料：CEIC)

図表5 利潤総額の伸び率推移



(資料：CEIC)

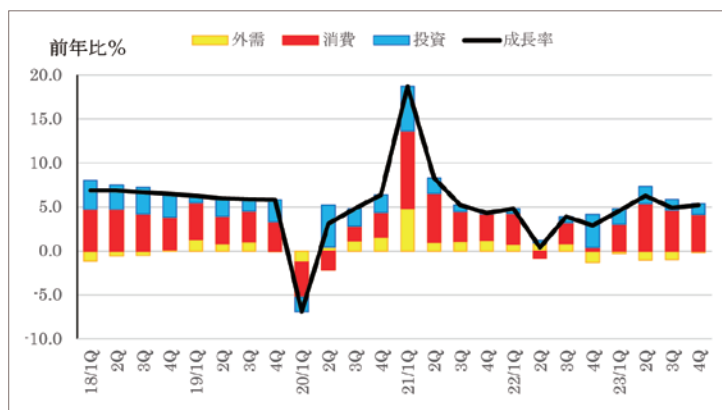
いない。

このため、個人資産の目減りが続く見通しであり、消費者、不動産開発投資、不動産関連需要（家具、家電、内装等）、地方財政、中小金融機関など広範な分野において慎重な姿勢が続いている。

第3に、民間企業のコンフィデンスの回復が遅れていることである。そもそも2021年に約40年続いた高度成長期が終焉を迎え、22年以降、期待成長率の下方修正に伴い、生産、投資、消費、雇用等の下押し圧力が続いている。その上、ゼロコロナ政策の後遺症、共同富裕政策による投資意欲の後退、不動産市場の停滞長期化、少子高齢化の加速、米中摩擦などのマイナス要因が加わった。

そうした中で、政府の「国進民退」、すなわち「国有企業優先、民間企業軽視」の基本方針に明確な修正が行われているように見えないこともあり、民間企業の先行きに対するコンフィデンスの回復が遅れている。

図表6 実質GDP成長率のコンポーネント別寄与度の推移



(資料：CEIC)

以上の3つの要因から、マクロ経済指標の回復が続いているにもかかわらず、景況感はむしろ悪化の方向にある。

この状況を打開するには、中国政府の経済政策運営を担うリーダー層が現在の中国経済が直面する状況の厳しさを的確に認識し、景況感を回復させるための効果的な抜本的対策を早急に実施することが必要であると考えられている。

3. コンポーネント別動向

4Qの実質GDP成長率に対するコンポーネント別の寄与度を見ると、消費が+4.2%、投資が+1.2%、外需が-0.2% (3Q同+4.6%、同+1.1%、同-0.8%) と、前期に比べて消費の寄与度が若干低下した一方、外需のマイナス寄与が縮小した (図表6参照)。前年同期の消費の寄与度が+0.4%しかなかったことを考慮すれば、その反動で消費の寄与度が前期に比べて拡大するのが自然であるが、逆に縮小した。これは消費が減速したことを示している。

(1) 外需：

23年4Qの輸出 (人民元ベース) は前年比-1.3%と前期 (3Q同-5.4%) に比べマイナス幅が縮小、輸入も同+2.3% (同-3.9%) と前期のマイナスの伸びからプラスに転じた。この間、貿易収支は14,372億元 (同16,221億元) と黒字幅が縮小した (図表7参照)。

4Qの輸出を地域別に見ると、日米欧西側先進国向け、アセアン向けともに引き続き減少したが、減少幅はいずれも縮小した。

一方、価格要因を除去した数量ベースで見ると、輸出は、輸出数量の伸びが4Q前年比+10.9%と前期 (同+3.3%) に比べ伸び率が高まった (図表8参照)。

この間、輸入数量も4Q同+4.5%と、3Q (同+3.3%) の伸び率から上昇した。

このように前期と比較すると、輸出数量の伸びが大きく、輸入数量の伸びが小幅だったため、4Qの実質GDP成長率前年比+5.2%に対する外需の寄与度は同-0.2%と前期 (同-0.8%) に比べてGDP成長率を押し下げるマイナス寄与が縮小した (図表6)。

(2) 投資：製造業、インフラ建設は堅調、不動産開発投資はマイナス幅拡大

1~12月累計の固定資産投資は前年比+3.0%と、1~9月期累計 (同+3.1%) に比べ伸びが若干低下した (図表1参照)。

固定資産投資1~12月累計の産業分野別の伸びを見ると (図表9参照)、製造業は前年比+6.5%と前期 (同+6.2%) に比べてわずかながら伸びが上昇、インフラ建設は同+5.9%と前期 (同+6.2%) に比べ伸びが若干低下した。この間、不動産開発は同-9.6%と前期 (同-9.1%) に比べて前年比マイナス幅が一段と拡大した。

このように、産業分野別に見ると、不動産開発投資だけが突出して大幅なマイナスの伸びが続いており、マイナス幅拡大傾向に歯止めがかかっていない。

①製造業設備投資

製造業設備投資は7月をボトムに8月以降緩やかな回復傾向を示している。1~12月累計前年比は+6.5%。このうち民間企業は9.4%と全体を上回る高い伸びを示している。業種別に見ると、ハイ

テク製造業が同+9.9%、自動車製造業同+19.4%、電機同+32.2%、電力・エネルギー関連同+23.0%など、ハイテク、EV、環境関連の伸びが高い。

設備投資に影響を及ぼす4Qの工業設備稼働率は75.9%と前期（75.6%）に比べて若干上昇した（図表10参照）。また、4Qの企業収益率を見ても、5.76%と前期（5.62%）に比べて回復している（図表11参照）。

このように足許の設備稼働率、企業収益率はともに、工業生産等の回復を背景に改善している。しかし、先行きについては在庫の増加、生産の抑制、販売価格の伸び悩み等が予想されることから、そうした問題に直面する業種では順調な回復が続くことは難しいと予想される。

②インフラ建設投資

インフラ建設投資の1～12月累計前年比は+5.9%と前期（同+6.2%）に比べて伸びが若干鈍化した。昨年10月下旬、中国政府は1兆元（約20兆円）の特別国債発行を発表した。主な用途は災害復旧のためのインフラ整備とされているため、インフラ建設投資の拡大要因となる。

実際には、この施策が発表された後、地方政府が支払いを先延ばしにしていた建設機械のリース料が支払われるなど、インフラ建設に絡む幅広い用途に用いられている模様。この施策は昨年夏場以降発表された多数の景気刺激策の中で、唯一経済専門家の間で有効性が評価されているもの。

.....



研究主幹 瀬口 清之



● 全文は https://cigs.canon/article/20240227_7935.html よりご覧いただけます

独裁者は如何に判断を誤るか

理事・特別顧問 宮家 邦彦

昨年12月、筆者は中国が台湾軍事制圧を試みる可能性について「最も恐ろしいのは独裁者の誤謬（ごびゅう）だ」と書いた。されば、独裁者はいつ、如何（いか）なる理由で、戦略的判断を誤るのだろうか。

この問いに答える好著「アキレスの罠（わな）」が最近、米国で出版された。著者のS・コール氏は英エコノミスト誌編集者。フセイン・元イラク大統領に関する膨大な未公開史料に基づき、2003年にイラク戦争が起きる過程を詳述した本だ。

フセインの判断ミス

巷（ちまた）では、「イラクの核兵器保有に関する米情報機関の誤った分析により、米国はイラクに戦争を仕掛けた」が通説とされる。だが、コール氏の疑問は観点がちょっと違い、「核兵器を保有してなかったなら、なぜフセインは国連査察

をかたくなに拒んだのか」である。同氏が描いたフセインの認識は次のとおりだ。

- ▽米国はイランと共謀し、イラクのフセイン体制を転覆しようとしている
- ▽米国とイスラエルは必ず核兵器でイラクを攻撃する
- ▽全知全能のCIA（米中央情報局）はイラクに核兵器がないことを既に知っていた
- ▽従って、米国の対イラク非難はイラク侵略のための口実に過ぎない…

要は、妄想癖あるフセインが、側近からの情報を信用せず、米国の意図を正確に把握できなかった、ということ。フセインに米側の懸念を直接伝えていれば、イラク戦争は回避できたかもしれない。





プーチン氏の判断ミス

コール氏の指摘をふまえると、同様の教訓はウクライナ戦争にも当てはまる。21年の米軍のアフガニスタン撤退により、米外交の優先順位が中東からアジアに移ることを懸念した中東各国は外交的主導権争いを始める。これを「戦略的機会」と誤算したロシアのプーチン大統領はウクライナ侵攻に踏み切り、NATO（北大西洋条約機構）の再結末、ウクライナという民族国家の再生、東欧の対露警戒感増大、北欧全体のNATO化を招くなど、ロシアにとって戦略的誤謬を犯した。プーチン氏ほどのインテリでもこんな初歩的ミスを犯すのか。

ハメネイ氏の正しい判断

これに対し、イランの戦略的判断はイラクやロシアほど稚拙ではない。昨年10月のハマスによるイスラエル奇襲攻撃は、イスラエルと一部アラブ諸国の関係正常化の流れを潰そうとする試みだった。当初、最高指導者ハメネイ師のイランは親イラン武装勢力を使って米国を牽制（けんせい）していたが、1月末、米兵が3人死亡するに至り、米国は親イラン勢力に対し厳しい報復攻撃を行った。報道によれば、それ以来、イランは親イラン勢力に自制を求め、対米軍攻撃はほとんど起きていない。直接イランを狙わないことで、これ以上の戦闘拡大をやめさせようとする米国の報復攻撃の意味を、イランは正確に理解したようだ。

金正恩氏の誤算の可能性

過去2年間で西側はウクライナでロシア抑止に

失敗し、ガザでイラン抑止にも失敗した。されば、インド太平洋は大丈夫か。結論から言えば、一見挑発的な北朝鮮も、その戦略判断は意外に堅実だ。確かに核兵器は開発するが、先制核攻撃に踏み切る可能性は低い。核攻撃を仕掛ければ、その時点で北朝鮮なる体制が崩壊することを金正恩氏は正確に理解している。その点で北朝鮮は、ロシアよりもイランに近いだろう。

習近平氏とトランプ氏

では、中国共産党は大丈夫か。習近平体制の下で権力集中は進んでいるが、習近平氏にイラクのフセインほど強烈な自己愛や妄想癖があるとは思えない。やはり、中国の戦略的判断ミスを防ぐには、常に首脳レベルに正確な情報をインプットする必要がある。

昔、フセインは「自己愛は人間が賢くなる機会を奪うから危険」と述べたらしいが、米国大統領へ返り咲きを狙うトランプ氏はフセイン以上に自己愛が強烈だ。やはり最も危険な政治家は2期目のトランプ大統領かもしれない。■



研究主幹 宮家 邦彦

非政府エネ基本計画

研究主幹 杉山 大志



①電気代は14円、原子力は5割に

アゴラ（2024年2月28日）に掲載

前回お知らせした「非政府エネルギー基本計画」の11項目の提言について、3回にわたって掲載する。

（前回：強く豊かな日本のためのエネルギー基本計画案を提言する）

なお報告書の正式名称は「エネルギードミナンス：強く豊かな日本のためのエネルギー政策（非政府の有志による第7次エネルギー基本計画）」（報告書全文、150ページ）。

杉山大志と野村浩二が全体を編著し、岡芳明、岡野邦彦、加藤康子、中澤治久、南部鶴彦、田中博、山口雅之の各氏に執筆分担などのご協力を得た。

ぜひ「7ene@proton.me」までご意見をお寄せください。

1. エネルギーコストを低減する

コロナ禍からの世界的な需要回復やウクライナ戦争により、エネルギーコストはこの数年に大きく増加し、エネルギー価格高騰に対する日本経済の脆弱性は戦後最大レベルまで高まっている。根本的な低コスト化に向けた一貫した政策を構築すべきときにある。脱炭素に伴うエネルギーコスト増は国力を毀損し、安全保障と経済成長を損なう。

エネルギーコスト、とくに電力コストを低減すべく、政府は、東日本大震災前の2010年の水準である産業用電気料金1kWhあたり14円、家庭用電気料金同21円を数値目標として掲げ、その達成を

目指す。

付け焼刃のエネルギー補助金ではなく、以下に述べる原子力の活用、化石燃料の活用、再エネ拡大の抑制、そして税および課徴金などの廃止・減免など、本質的な対策を実施する。

2. 原子力を最大限に活用する

原子力は発電量あたりの人命リスクがもっとも低い安全な電源であり、エネルギー安全保障に貢献する。原子力発電による安価で安定な電力の供給をすべきである。早期の再稼働、運転期間延長、更新投資、新增設が必要である。

安全規制と防災に「リスク・ベネフィット」の考え方が無いことが問題である。目標とすべきは国民のために安価で安定な電力供給であり、原子力についてのみリスクゼロを追い求めるのを止めるべきである。

原子力を利用しないことによるエネルギー安全保障上のリスクおよび経済上の不利益も大きい。化石燃料は輸入依存であるし、再エネは不安定で高価だからである。原子力発電の全電源に占める比率を可能な限り早期に50%まで引き上げること

を目標とし、その達成を図る。

3. 化石燃料の安定利用をCO₂制約で阻害しない

日本のエネルギー供給の柱はいまなお化石燃料である。2021年度における一次エネルギー供給のうち、石油・石炭・天然ガスは合計で83%を占めた。化石燃料を安定・安価に調達することは、日本のエネルギー主導ミナンス達成のためにもっとも重要な要件である。

第6次エネルギー基本計画では、化石燃料、とくに天然ガスの供給量の見通しが、CO₂排出削減目標に合わせる形で強引に低く抑制された。

このような政策は、長期契約の締結による燃料の調達や、油田・ガス田・炭鉱などの上流への事業参加と権益の確保、火力発電などの燃料利用インフラへの設備投資において、民間企業にとってのリスク要因となって前向きな意思決定を妨げ、国としての化石燃料の安定利用を妨げてきた。

こうした愚を避け、石油・石炭・天然ガスのいずれについても安定した利用を実現すべく、政府はあらためて明確にコミットするのみならず、CO₂に関する政策がその妨げにならないようにする。





②太陽光とEVは解答ではない

アゴラ（2024年3月1日）に掲載

4. 太陽光発電の大量導入を停止する

太陽光発電には人権問題、経済性、災害時の安全性などの多くの課題があり、日本が国策として実施してきた大量導入は直ちに停止する。世界の太陽光パネルの9割は中国で製造されており、その半分は新疆ウイグル自治区における工程に関係していると言われる。米国などでは、強制労働への関与の疑いがあるとして輸入禁止措置がすでに取られている。

また太陽光発電は間欠的であるという根本的な問題点があり、既存の火力発電設備などに対して二重投資となるために経済性は本質的に悪く、国民経済への大きな負担がすでに発生している。

地震や洪水の際には、破損しても発電を続ける特徴があるために、避難、救助などに際して感電による二次災害が発生するおそれがある。

中国で製造された太陽光発電は製造時に大量のCO₂を発生し、またメガソーラーは森林を伐採し

て設置するためここでもCO₂が発生する。この両者の量は決して無視できる量ではない。

5. 拙速なEV化により自動車産業振興を妨げない

日本の自動車産業は基幹産業であり、部品メーカーは地方経済の要である。自動車7社（トヨタ、日産、ホンダ、スズキ、マツダ、スバル、三菱）は、世界の新車販売の約3分の1の2400万台超を生産し、トヨタは1123万台と世界一の販売台数を誇る。自動車産業は、製造業の設備投資の25.9%、研究開発費の30.2%を占める日本経済の成長エンジンである。

EV市場は全体としては伸びているものの、北米市場や欧州では頭打ちになっている。EVは補助金や優遇税制で成長してきたが、現在でも技術としては未熟であり、実力だけでは普及することは出来ない。世界の消費者は今なおその85%が内燃機関車の購入意欲が高い。世界的に財政難のため補助金の先細りがある中で、売り上げは陰りをみせ、生産調整も始まっている。

EV化することは、事実上、自動車の基幹部品である日本製のエンジンを中国製のバッテリーに変

えることを意味する。このため日本のEV振興策は日本の自動車産業への負の影響が強い。自動車メーカーおよび部品メーカーの経営者や従業員の心理に未来への悲観をあたえ、また融資する金融機関の判断に負の影響をあたえている。拙速なEV推進策は弊害が多く、日本の自動車産業の振興の妨げになるので採用しない。

6. 再エネなどの化石燃料代替技術は、性急な導入拡大はせず、コスト低減を優先する

再エネ、電気自動車、水素、アンモニア・メタネーションなどの合成燃料、核融合などの技術については、今なお技術的に実用化段階に達していなかったり、コストが高いものが多い。

これらについては、補助金などで拙速な普及を図るのではなく、それを低コストで実現するための技術開発に注力すべきである。そして低コストの結果として、世界全体で利用者に選択されて普及してゆくことを目指す。

コストが十分に下がる見込みが無いと判明した場合、技術開発プログラムは中断して基礎研究に

戻さねばならない。これら技術の国内での導入量拡大については、エネルギーコストの低減に寄与する限りにおいて行うものとする。

7. 過剰な省エネ規制を廃止する

日本の省エネ規制は省エネルギー法を中心に整備されてきたが、大幅な規制緩和をすべきである。元来、省エネとは、企業や家庭のコスト低減という経済的な営みの一部であり、したがって企業や家庭が主体になって行うものである。それはエネルギーを合理的に利用することで光熱費を低減し、設備投資を回収し、なお利益を上げるという営みである。

脱炭素政策を背景として、省エネ法の名のもとに政府が介入する分野は拡大し、社会的な負担増と非効率性、そして一部事業者の利権を生み出している。

煩雑な政府への報告書作成や、省エネ規制値の達成についての義務、非化石エネルギーへの転換に向けた数値目標、設備投資や機器購入への補助金などは廃止する。





今後の省エネ政策は、エネルギー利用者に対する情報提供を主眼とし、国の役割は以下に限定する。

自動車、エアコンなどのエネルギー消費の多い機器や、建築物のエネルギー消費に影響の大きい断熱性能について、エネルギー消費量と光熱費目安の測定方法を定めた上で、その開示・表示を奨励する。

合理的に省エネルギーを実践できるよう、自社能力が不足するような小規模な事業者および家庭向けのマニュアルを整備する。

希望する小規模な事業者・家庭に対しては省エネ相談を行う。

また、精度の高いエネルギー統計を整備することは政府の役割だが、現行のように省エネルギー法において網羅的に事業者に対してエネルギー消費量などの定期報告を義務付けることは負担が大きいため廃止する。

③電気は垂直統合しCO₂は割当てない

アゴラ（2024年3月3日）に掲載

8. 電気事業制度を垂直統合型に戻す

日本の電力システム改革は完全に失敗した。電気料金を下げることが出来ず、安定供給もままならない。毎年節電要請が発出される状態にある。毎年のように制度が改変され、いくつもの市場が林立するなど、複雑怪奇なものになってしまった。しかも制度の改変が終わる見通しも立たない。

問題の根源は、長期的な供給義務を負う、垂直統合された電気事業者が「垂直分離」によって消滅したことにある。これに代わって政府が安定供給を法律で担保することになったが、それが果たせていない。自然独占が成立する電気事業において、官製の市場は機能しなかったのである。

電力システム改革は白紙に戻し、2011年の東日本大震災の前の状態に戻す。すなわち、全国の地域に垂直統合型の電気事業者を配することを基本とし、卸売り電力など一部への参入を自由化するにとどめる。

9. エネルギーの備蓄およびインフラ防衛を強化する

中東での紛争が拡大し、台湾有事の危険が迫っている。ウクライナの戦争では、有事においてはエネルギーインフラが攻撃対象になることがはっきりした。また紅海ではテロ攻撃によって貨物船が航行できなくなるという事態も発生し、同様の事態が他の海域でも起きうるという現実が突き付けられた。

日本のエネルギー供給は脆弱であり、シーレーンや国内インフラを攻撃されると日本は敵に屈服することになりかねない。日本はエネルギー継戦能力を高める必要がある。以下の3点が政策として重要である。

- 原子力のエネルギー安全保障上の価値を確認し、再稼働・新增設を進める。
- 原子燃料・化石燃料の備蓄状態を確認し、可能ならば備蓄を積み増す。
- エネルギーインフラへのテロや軍事攻撃に対する防御を、バランスよく強化する。

現在の日本では、原子力発電所だけ一点集中のテロ対策をしているが、これは意味が乏しい。現状では、原子力発電所への攻撃は最もハードルが高く、石油の備蓄施設、石油・ガス・石炭の火力発電所、変電所などは携帯型の兵器やドローンなどでも破壊できてしまう脆弱なものである。総合

的なインフラ防衛の強化を喫緊の課題とする。

10. CO₂排出総量の目標を置かず、部門別の割り当てもしない

極端なCO₂排出目標に基づく割り当ては、日本経済が競争力を持ち、地域経済を支えてきたエネルギー多消費的な製造業を中心とした産業の空洞化を引き起こす。これは経済的に波及して多くの雇用と所得を不安定なものにする。これは強固なデフレ圧力を生じる。

日本のマスコミによる報道の多くは、気候変動によって自然災害の激甚化が起きていると強調する。だがこれは統計データでは確認されていない。また気候危機説が唱えられ、食料生産が減少するといったことが報じられているが、そのようなことはまったくおきていないことも統計データでは明らかである。また気候モデルによるシミュレーションについては、過去の再現計算についてすら大きく観測値と食い違っており、政策決定に額面通り使えるようなものではない。

データに基づいて気候変動リスクを評価するならば、2050年にCO₂排出をゼロにするという極端な目標を金科玉条としてエネルギードミナンスを放棄することは、日本の政策として不適切である。本計画では、日本全体のCO₂排出総量の目標を置



かず、部門別のCO₂排出量の割り当てもしない。

11. パリ協定を代替するエネルギー主導協定を構築する

パリ協定は実現不可能な数値目標と南北の分断によって行き詰まっており、遠からず空文化してゆく。2025年1月に共和党の大統領が誕生すれば米国が離脱することは確実であり、早ければこれがきっかけとなる。

日本もパリ協定を離脱して、米国と共に、パリ協定に代わる、安全保障と経済成長に重点を置いたエネルギー主導協定という新たな国際枠組みを主導する。エネルギー主導協定はもともと米国共和党の思想であり、安価で安定したエネルギー供給によって、自国および友好国の安全保障と経済発展を支え、敵対国に対する優勢を築く、というものである。

パリ協定を推進する「グリーン・ドグマ」に駆られた人々は、太陽光発電や風力発電以外を否定するなど、技術選択が偏狭になり、コストのかかる対策ばかりを推進する傾向があった。新協定で

は、地球温暖化という言葉は、「核分裂の促進、天然ガス利用の促進、化石燃料の効率的な利用」といった言葉に変換され、原子力、天然ガスの安定供給やエネルギーの効率的な利用など、現実的な国益に根ざすものとなる。

フリーライダーテストを満たさないパリ協定の下で発生する産業空洞化を回避でき、地球規模での途上国へのCO₂排出活動の移転（カーボンリーケージ）が発生しない。このため、むしろパリ協定よりも、地球規模でのCO₂削減のための枠組みとしても効果的となる。■



研究主幹 杉山 大志



【数字は語る】診療報酬改定を巡る攻防はインフレ率で 財務省に軍配、社会保障の予算策定に変化も

主任研究員 小黒一正

▲1.62%

2024年度のインフレ率（予測）を
考慮した場合での診療報酬本体の改定率

*インフレ率（予測）は内閣府「政府経済見通し」、診療報酬改定率は
令和5年12月20日の厚生労働省「大臣折衝事項」

2024年度における国の予算編成では、日本医師会を巻き込みつつ、診療報酬の改定率を巡って財務省と厚生労働省が激しい攻防を繰り広げた。攻防の結果は、23年12月20日の「大臣折衝事項」という文書で明らかになった。

まず、薬価等は市場実勢価格を踏まえて1%のマイナス改定とした。一方、診療報酬本体は前回改定の0.43%増を大きく上回る0.88%のプラス改定となった。そのため、財務省の主張は通らず、厚生省や日本医師会に軍配が上がったとみる報道も多い。

だが、この見方は間違っている。診療報酬の改定でも、従来のデフレ期とは異なり、今はインフレ率の上昇が影響するからだ。内閣府の直近の「政府経済見通し」では、24年度のインフレ率（予測）は2.5%もある。にもかかわらず、診療報酬本体の改定率が0.88%ということは、実際は1.62%のマイナス改定だ。財務省の方が一枚上手だった可能性が高い。

もう一つの注目点は、『『こども未来戦略』における実質的な社会保障負担軽減効果』が記載されたことである。まず、23年12月22日に閣議決定した「こども未来戦略」の脚注27では雇用者報酬の伸びを医療・介護の給付の伸びが上回るギャップ

により、保険料率が上昇していると触れられており、「若者・子育て世帯の手取り所得を増やすためにも、歳出改革と賃上げによりこのギャップを縮小し、保険料率の上昇を最大限抑制する」と記載されている。

他方、25年度から28年度までの算定方法は別途検討するものの、冒頭の合意事項では、23年度と24年度は、医療介護の現場従事者の賃上げによる医療保険料負担増などについては、追加的な社会保障負担額の増加分とは見なされず、控除することが記載された。

つまり、保険料率の上昇抑制により、医療従事者の賃上げ分などの例外的な場合を除き、医療介護の社会保障負担増は、可能な限り雇用者報酬の伸びの範囲内に抑制することが求められている。社会保障の給付と負担はリンクしており、社会保障予算に関する新たなルールが構築されつつある。■



主任研究員 小黒一正

「同盟100年」へ向け歩み始めた米韓

主任研究員 伊藤 弘太郎

昨年11月にソウルで開催された米韓安保協議会議では、両国の国防長官が同盟関係の発展のために様々な分野での指針を示した。その中でも筆者が注目した点は新しく示された「科学技術同盟への進化による同盟能力の現代化」である。

昨年11月13日に韓国・ソウルで米韓安保協議会議（以下「SCM」：Security Consultative Meeting）が開催された。これは、両国の国防長官が米韓相互防衛条約締結70周年という節目の年に、同盟100周年を迎える30年後の2053年へ向けたビジョンを示すなど、今後の米韓関係の発展を促す内容の濃いものとなった。

会議後に両国が発表した共同声明文⁽¹⁾は、冒頭で「米韓同盟は自由、人権、法治など共同の価値に基づく、朝鮮半島のみならず世界の平和、安定、繁栄の中軸であること」を改めて指摘した。その上で、今後両国が昨年4月の首脳会談で発表された「米韓同盟70周年記念共同声明」に則り「同盟関係をグローバル包括的戦略同盟として発展させること」を再確認したのである。

米韓両国は同盟100周年となる2053年を見据え、それまでに目指すべき同盟協力における柱として、①北朝鮮に対応した拡大抑止努力の向上、②科学技術同盟への進化による同盟能力の現代化、③志を同じくするパートナー（Like-minded partner）との連帯および地域安保協力の3つを提示し、「米韓同盟国防ビジョン」を策定することも明記した。会議結果について、韓国では①の拡大抑止に関する部分の成果が最も強調されている。これは韓国国民の軍事的関心が対北朝鮮抑止力にあることを裏付けるものだ。韓国国防部のホ・テグン国防政策室長（日本の防衛政策局長に相当）は、国防部隷下の韓国国防研究院に寄稿したコラムの中で、韓米が共に行う拡大抑止実現のために持続的に努力してきたことを強調し、今回のSCMにおいても米国が提供する「核、通常兵器、ミサイル防衛および進展した非核能力等を含むすべてのカテゴリーの軍事能力」による拡大抑止力強化と10年ぶりに改定された「2023 tailored deterrence strategy（2023TDS：Tailored Deterrence Strategy）」の意義が再確認されたことを高く自己評価している。⁽²⁾





一方で、今回の会議結果において、日本の安全保障に直接的に関係するものは③の志を同じくするパートナーとの連帯および地域安保協力に関する部分である。SCM共同声明文においても、「両長官は自由で開かれたインド太平洋が連結され、繁栄し、安全で、強靱であり続けるよう維持する上で米韓同盟が核心的な役割を遂行するという共通認識を得た」と明記され、この地域における米韓安保協力を持続的に展開していくことが合意された。また、「台湾海峡における平和と安定維持の重要性」についても再確認されたほか、ASEAN諸国との関係において、両国のインド太平洋戦略が協力的な相乗効果を生み出すことの重要性も指摘された。これは、文在寅前大統領が2019年6月に新南方政策とインド太平洋戦略の連携について言及して以来、対ASEAN政策における相互協力の結節点を模索してきた両国の動き⁽³⁾が、今回の共同声明文においても反映されたものといえる。

前回の拙稿で触れた、韓国と国連軍関係国による初の国防長官会議の開催については、共同声明文で両国長官が「今回の会議が、国連軍司令部の駐屯国である大韓民国と国連軍司令部加盟国間の今後の協力と連帯を強化していく契機になる」と期待感を表した。さらに、「休戦協定を履行する上で国連軍司令部を支援する案を講じる一方、朝鮮半島の安保に対する国連軍司令部の寄与を拡大するため、大韓民国と国連軍司令部加盟国間の連

合訓練の拡大と相互運用性の強化を模索していくことで一致した」とし、米韓両国は「国連憲章の原則と決議に基づき、米韓と価値を共有する志を同じくするパートナーの国連軍司令部への参加を通じて、国連軍司令部加盟国の拡大を模索していくこと」を明記した。「加盟国拡大」がわが国にも及ぶのか、引き続き注視すべき点である。

今回の会議結果の中で、筆者が最も注目した部分は、②の科学技術同盟への進化である。共同声明文で両長官は「同盟の防衛力を強化し、このような能力の開発、獲得および運用においてより効率的かつ効果的な協力を構築すべきであることに同意した。特に、双方は先端技術と国家安全保障との間の連携がさらに重要になっていることを認識する中で、国防研究開発、産業協力、兵器体系獲得分野での協力拡大を通じて同盟の相互運用性と相互交換性を強化していかなければならない」とした。また両長官が、「締結を控えた米韓供給安全保障約定（SOSA：Security of Supply Arrangement）など両国の防衛産業基盤の連携強化に向けたこれまでの努力に注目し、防衛産業分野の協力強化のために国防相互調達協定（RDPA：Reciprocal Defense Procurement Agreement）の締結に向けた努力を要請した」と明記された。

このような大枠としての米韓防衛産業協力に関する言及のほかにも、軍事技術関連では①ミサイル防衛に関する「同盟の包括的ミサイル対応戦略



を深化・発展させるための共同研究」着手に合意し、②宇宙、量子、サイバー・ディフェンス、人工知能、自律制御、指向性エネルギーなど多様な分野で米韓国防科学技術協力が拡大していることを再確認し、③次世代無線通信技術を連合作戦に活用するための米韓国防当局間の議論継続を約束したことは注目すべき点だ。

未来戦に備えた独自の戦力増強を図っている両国が新たな無線通信技術開発に取り組もうとしている点は興味深い。当然ながらこうした米韓の軍事技術協力の動きは日本の自衛隊にとって他人事ではない。世界および地域の情勢変化は速く、それに勝るとも劣らず「最悪の事態に備える」ための米韓共同の動きも加速している。「日米同盟と米韓同盟の間の戦略的連携を強化する」とした昨年8月の「キャンプデービッドの精神」を実践するためにも、わが国はこれまで以上に米韓同盟の変化をしっかりと把握する必要があるだろう。■

注

- (1) 韓国国防部「第55回米韓安保協議会議共同声明文」2023年11月13日。<https://www.mnd.go.kr/user/newsInFileDown.action?siteId=mnd&newsSeq=l_13495&num=1> 米国側は U.S. Department of Defense “55th Security Consultative Meeting Joint Communique,” November 13, 2023. <<https://www.defence.gov/News/Releases/Release/Article/3586522/55th-security-consultative-meeting-joint-communicue/>>
- (2) ホ・テグン「第55回SCM成果と意義」『ROK Angle』韓国国防研究員、2023年12月8日。<<https://www.kida.re.kr/cmm/viewBoardImagefile.do?idx=41628>>
- (3) これに関しては、伊藤弘太郎「日本が知らない米韓関係のファクトフルネス（前編）一文在寅政権の対インド・ASEAN外交を評価するアメリカー」『国際情報ネットワークIINA』笹川平和財団、2021年9月30日を参照。<https://www.spf.org/iina/articles/ito_09.html>



主任研究員 伊藤 弘太郎



書籍紹介

ドローンが 変える戦争

古谷 知之(編集), 伊藤 弘太郎(編集), 佐藤 丙午(編集)

- 出版社 勁草書房
- 価格 3,960円 (税込)
- 発行 2024年02月初版

ISBN 978-4-326-30338-0

戦場はすでに変わった。いまやドローンが敵の位置を捉え、爆弾を落とし、そして自爆さえして相手を追いつめる。ウクライナ戦争でも活躍しているドローンは、はたして戦争の「ゲームチェンジャー」なのか？

軍用ドローンの基本から各国の開発や運用、将来の可能性や日本の課題まで、第一線の専門家が結集して徹底的に検証する。

主任研究員 伊藤 弘太郎





書籍紹介

台湾有事と日本の危機

峯村 健司 (著)

- 出版社 PHP研究所
- 価格 本体1,080円+税
- 発行 2024年02月初版

ISBN 978-4-569-85653-7



主任研究員 峯村 健司

台 湾有事の焦点は、アメリカ大統領選挙にある。「第2次トランプ政権」が中国に対して強硬になっても緊張緩和に向かっても、台湾をめぐる現状は崩れ、日本は厳しい情勢に追い込まれる。2024年の「選挙イヤー」は、国際秩序を激変させるだろう。中でも第二次世界大戦後、80年近くにわたり奇跡的に平和を享受してきた日本が、最大の被害国になりかねない。その最大の引き金が、台湾有事なのだ。

一切の楽観を排し、軍事マニアの戦争ゲームとも一線を画した、徹頭徹尾「習近平の目線」による驚異のシミュレーション。

序章 台湾有事はもう始まっている
——最重要ターゲットは日本

第1章「台湾統一」は習近平の「宿命」
——衝撃の有事シナリオ

第2章 中国はどのように台湾併合を目論んでいるのか
——習近平の“戦略ブレン”が考える
「新型統一戦争」をシミュレーション

第3章 先鋭化する米中対立
——東アジアの“火薬庫”はいつ爆発してもおかしくない

第4章 台湾有事で巻き込まれる日本
——次々と浮かび上がる日本の課題

第5章 習近平の「情報戦」に立ち向かえ
——周回遅れの日本

●ニュースレター登録のご案内

ホームページの更新情報をメールマガジンでお届けしています。

(毎週水曜日。水曜日が休日の場合は翌営業日)

ご希望の方は下記の URL よりご登録ください。

<https://cigs.canon/newsletters.html>

●CIGS ホームページのご案内

CIGS Highlight には要約のみ掲載している記事もあります。

全文をご覧になりたい場合は下記の URL より CIGS ホームページをご参照ください。

<https://cigs.canon/>

●CIGS 公式ツイッター

<https://twitter.com/canonigs>

CIGS Highlight Vol.131

発行日 …………… 2024年4月5日

編集・発行 …… 一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所
〒100-6511 東京都千代田区丸の内1-5-1新丸ビル11F
TEL : 03-6213-0550 FAX : 03-3217-1251
URL : <https://cigs.canon/>
E-mail : mail-info@canon-igs.org

* CIGS Highlight に掲載された記事の内容や意見は執筆者個人の見解であり、
当研究所またはそのスポンサーの見解を示すものではありません。
なお、各記事は原則として、初出の出典原文を転載しており、
CIGS Highlight 掲載時に修正等は行っておりません。

©2024 The Canon Institute for Global Studies
All rights reserved. Printed in Japan

